

2020年（令和2年）4月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

介護保険の要介護認定及び要支援認定に関することに係る個人情報  
を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人  
通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2020年（令和2年）3月24日付けで諮問（第1003号）された  
介護保険の要介護認定及び要支援認定に関することに係る個人情報を  
目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並  
びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。  
以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に  
提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供すること  
に伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当で  
あると認められる。
- (4) 条件については、「3 審議会の判断理由」に述べるところによ  
るものとする。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人  
情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う  
本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必  
要性は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

本市では、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定のため  
に、日常生活圏域（13地区）ごとの高齢化率や要介護認定状況等を  
調査・分析した結果から、地域の特徴やニーズ等を把握し、将来の介  
護サービス見込み量の推計や介護予防施策の立案を行っている。

本市が指定権限を有する地域密着型サービス事業所（以下「事業所」  
という。）の整備に当たっては、事業所の所在地とサービス提供範囲の  
位置関係を調査するとともに、日常生活圏域ごとの需要を勘案し、地

域の実情に即した事業所整備を進めている。

しかしながら、今後の介護サービス基盤整備については、日常生活圏域単位では、地域の実情や各サービスの需要と供給を正確に把握することが難しくなっており、2025年問題や2040年問題を踏まえ、より適切かつ効果的な事業所整備や介護予防施策を進めていくためには、詳細な丁目別程度にまで落とした地域分析が必要であると考えます。

詳細な地域分析をするに当たり、地理情報システム（以下「GIS」という。）による地図情報のデータ処理が適正と判断した。また、専門的な知識による分析が必要不可欠となるため、学校法人北里研究所（以下「北里大学」という。）と協働研究事業に関する協定を締結し、進める予定である。

以上のことから、藤沢市介護保険被保険者（以下「被保険者」という。）の住所情報等を新たにコンピュータ処理し、北里大学に目的外に提供する必要のあることから、条例第12条及び第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

## (2) コンピュータ処理について

### ア 調査・分析の手法

本市が保有する被保険者の住所、年齢、性別、要介護度及び認定調査結果の情報を地図上に丁目の範囲に落とし込む。その後、一目で重度化リスクや認知症状を抱える等の地域がわかるように、情報整理した結果を色の濃淡により示す。

### イ コンピュータ処理を行う必要性

2020年（令和2年）3月1日現在、本市において要支援・要介護認定を受けている被保険者は19,000人以上おり、この膨大なデータをそれぞれの被保険者が居住する丁目別の地図に振り分け、認定調査項目ごとに地域の特徴や傾向を集計する作業は非常に煩雑かつ非効率になることが想定される。そのため、事務処理の迅速化及び効率化を図り、情報の正確な分析を目的としたコンピュータ処理が必要となる。

### ウ コンピュータ処理を行う手順

#### (ア) 研究に使用するデータの抽出作業

被保険者の介護保険被保険者番号、住所、年齢、性別及び要介護度から構成されるデータを藤沢市介護保険システム（以下「ACOS」という。）から抽出し、被保険者の介護保険被保険者番号及び認定調査結果18項目から構成されるデータを藤沢市認定事務支援システム（以下「RJ」という。）から抽出する。

この2つのデータには、共通番号を割り当てる。共通番号の割当て作業は、外部インターネットとは接続されていない介護保険課基幹系端末のGドライブにおいて作業することとし、データを保存する場合は、パスワード処理をする。

なお、この作業において、一時的に介護保険被保険者番号を使用するが、介護保険課の外部へ持ち出すデータに被保険者番

号は含まない。

(イ) 被保険者の住所を統合型GISへ登録する作業

ACOSから抽出するデータのうち、共通番号及び住所情報のみのデータを作成し、本市の統合型GISに点の情報（以下「ポイントデータ」という。）として登録する。

なお、ポイントデータを登録する際に使用する背景地図は、藤沢市都市計画基本図（平成27年度版）である。

(ウ) 住所をポリゴンデータへ変換する作業

被保険者個人の住所の特定を避けるため、本市統合型GISに登録するポイントデータ及び藤沢市内の丁目を示す地図を重ね合わせて結合し、統合型GISで作成するポイントデータから面の情報（以下「ポリゴンデータ」という。）に変換する。

ポリゴンデータへの変換については、システムの機能上、都市計画課が保有するArcGISを利用し、登録作業をする必要があるため、介護保険課職員が都市計画課のPCを一時的に利用する。

なお、この登録作業に際に使用する個人情報、介護保険課職員以外の職員による閲覧及び使用を防止するため、介護保険課が保有する外部記録媒体に直接保存し、都市計画課のPCには保存しない。

(エ) 北里大学による分析作業

a データ結合作業

本市が北里大学に提供する「統合型GIS及びArcGISで作成したポリゴンデータ」、「ACOSから抽出した情報を加工した情報」及び「RJから抽出した情報を加工した情報」を北里大学において結合する。結合する際には、本市介護保険課においてあらかじめ割り当てた共通番号を使用する。

b 本市の現状分析

データ結合後、丁目別に平均年齢や平均要介護度、各認定調査項目の偏差値等を算出し、「丁目別の偏差値データ」を作成する。

また、数値の高い地区から数値の低い地区までを色の濃淡で区分して表示した「藤沢市の現状を反映した地図データ」を作成し、重度化リスクが高い地区（以下「ハイリスク地区」という。）を分析する。

c 本市の未来予測

この地図データを基に、介護予防研究等の専門知識を有した北里大学が、本市による積極的な介護予防施策を実行した場合と、実行しなかった場合とに分け、「2025年及び2040年の藤沢市の状況を予測した地図データ」を作成する。

d 介護予防施策の検討

北里大学は「藤沢市の現状を反映した地図データ」と「2025年及び2040年の藤沢市の状況を予測した地図データ」

を基に、丁目別の特徴を踏まえた具体的な介護予防施策を検討する。

e 介護保険事業計画策定委員会への報告

研究の成果物として、「藤沢市の現状を反映した地図データ」、「2025年及び2040年の藤沢市の状況を予測した地図データ」、及び「丁目別の偏差値データ」を本市に提出するとともに、分析結果報告書を介護保険事業計画策定委員会に提出する。

f データの返却

分析終了後、本市から北里大学に提供するデータはすべて本市に返却させるものとする。

なお、本事業に基づく研究の成果物である「藤沢市の現状を反映した地図データ」、「2025年及び2040年の藤沢市を予測した地図データ」及び「丁目別の偏差値データ」については、特定の個人を識別できる情報は含まないことから、学術的な研究及び論文発表に使用するものとして、北里大学に提供するものとする。ただし、学術的な研究及び論文発表に使用する場合、本市の自治体名及び地名は公表しないものとする。

エ コンピュータ処理を行う個人情報の項目

(ア) ACO Sから抽出する情報（被保険者情報）

- a 介護保険被保険者番号
- b 住所
- c 年齢
- d 性別
- e 要介護度

(イ) R Jから抽出する情報（認定調査結果データ）

- a 介護保険被保険者番号
- b 状態の安定性
- c 座位保持
- d 立位保持
- e 歩行
- f 立ち上がり
- g 移動
- h えん下
- i 食事摂取
- j 排尿
- k 排便
- l 口腔清潔
- m 外出頻度
- n 短期記憶
- o 自分の名前をいう
- p 季節の理解
- q 場所の理解

- r 障害高齢者自立度
- s 認知症高齢者自立度

(ウ) (ア)及び(イ)を結合する際に使用する共通番号

(3) 個人情報の目的外提供について

ア 個人情報を目的外に提供する必要性

介護予防研究や地域理学療法学に関して専門的知識を有する北里大学と協働で研究し，従来の調査・分析方法よりも細分化した丁目別の地域分析を行う必要があることから，北里大学に個人情報を提供するものである。

イ 個人情報を目的外に提供する個人情報の項目

(ア) 統合型GIS及びArcGISで作成したポリゴンデータ

a 共通番号

(イ) ACOSから抽出した情報を加工した情報

a 共通番号

b 年齢

c 性別

d 要介護度

(ウ) RJから抽出した情報を加工した情報

a 共通番号

b 状態の安定性

c 座位保持

d 立位保持

e 歩行

f 立ち上がり

g 移動

h えん下

i 食事摂取

j 排尿

k 排便

l 口腔清潔

m 外出頻度

n 短期記憶

o 自分の名前をいう

p 季節の理解

q 場所の理解

r 障害高齢者自立度

s 認知症高齢者自立度

なお，北里大学に提供するデータは，介護保険被保険者番号及び被保険者の住所を削除しているため，北里大学では当該データから特定の個人を識別することはできない。

ウ 個人情報を目的外に提供する相手方

学校法人北里研究所

## エ 提供方法及び返却方法

北里大学にデータを提供する際の記録媒体は、HDD又はSSDとする。記録媒体の受渡しの際には、介護保険課職員2人以上で対応するものとし、記録媒体利用管理簿に記載する。

北里大学による分析終了後、データ提供時に渡したHDD又はSSDに、本市が提供したデータと分析結果データを保存し、北里大学から本市に返却させるものとする。

### (4) 個人情報をも目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知については、通知対象となる被保険者が多数であり、通知に要する費用や事務量が膨大になることなどから省略するものである。

### (5) 安全対策

#### ア 本市の安全対策

##### (ア) 藤沢市統合型GIS

###### a セキュリティ対策

統合型GISを管理しているIT推進課は、統合型GISを利用して管理される情報の種類及び主管課並びに参照及び更新できる権限について管理を行い、セキュリティの確保に努めるとともに、適正な情報の管理を行っている。

また、本市において利用する統合型GISについては、職員ポータル画面から起動されるため、指紋認証を含めた高度なセキュリティ対策を行っている。

###### b アクセス制御

作成するポイントデータについては、介護保険課職員のみが閲覧できるものとし、他の課の職員には閲覧させない。また、ポリゴンデータへ変換する作業完了後は、速やかにポイントデータを削除する。

##### (イ) ArcGIS

###### a セキュリティ対策

ArcGISを管理している都市計画課のPCは、個人情報の漏えいを防止するため、外部インターネットとは常時接続されていない。

また、不正プログラム（ウイルス、ワーム、ボット等）による脅威に備えるため、ウイルス対策ソフトによる感染防止策が講じられている。

###### b 個人情報の運搬

介護保険課から都市計画課に個人情報を持ち込む際は、介護保険課が保有する外部記録媒体にデータを保存し、記録媒体利用管理簿に記載した上で、介護保険課職員2人で対応するものとする。

###### c アクセス制御

介護保険課以外の課の職員による当該個人情報の閲覧及び使用を防ぐため、作業中及び作業後のデータは都市計画課のP

Cには保存しない。

(ウ) データの引渡し

ポリゴンデータ等分析及び研究に使用するデータを保存した記録媒体を介護保険課から北里大学へ引き渡す際には、記録媒体利用管理簿に記載した上で、介護保険課職員が協定先の北里大学に直接持ち込む。

その際、介護保険課職員は、2人以上で対応し、本研究に際し定めた北里大学の管理責任者に対し、記録媒体を直接引き渡すものとする。

なお、万が一記録媒体を紛失又は盗難した場合に備え、提供するデータは事前に暗号化処理する。

イ 北里大学に求める措置

(ア) 組織的安全管理措置

a 個人情報管理責任者の設定

個人情報の管理に当たっては、管理責任者及び施錠等の管理方法を定め、情報の無断持ち出しの禁止を徹底し、紛失等の事故が生じないように管理をするものとする。

b 個人情報の取扱いに係る基準

本市から提供された個人情報、本事業を履行する過程において作成された個人情報に係る帳票並びに電子、磁気及びその他の記録の管理及び保管については、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程並びに藤沢市データの保護及び秘密の保持等に関する基準を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努めることとする。

c 漏えい等の事案に対応する体制の整備

本事業に基づく安全管理措置等が履行できない場合及び情報漏えい等の事故が発生し、又は事故の発生が予想される場合は、直ちにその旨を本市に通知し、本市の指示を受けるとともに、遅滞なく事故等の状況を書面により本市に報告するものとする。

(イ) 人的安全管理措置

a 従業者への規程の周知

個人情報の安全管理について、従業者の役割及び責任を定めた規程等を周知することとする。

b 従業者の教育

個人情報の安全管理について、従業者に対し、十分な教育を行うこととする。

(ウ) 物理的安全管理措置

a 個人情報を取り扱う区域の管理

個人情報を取り扱うに当たり、施錠及び入退室管理の可能な場所で作業するものとし、本研究に従事する者以外が容易に個人情報を閲覧できないよう措置を講ずるものとする。

b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

個人情報を取り扱う機器, 個人情報が記録された記録媒体及び個人情報が記載された書類等は, 施錠可能なキャビネット又は書庫等に保管するものとする。

なお, 個人情報を取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は, 当該機器をセキュリティワイヤー等に固定するものとする。

c 記録媒体の管理

個人情報を保存する記録媒体は, 施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等, 適正に管理するものとする。

d 記録媒体の返却又は廃棄

本事業終了時まで, 本事業に係るデータを本市に返却又は復元不可能な状態にした後に廃棄することとする。

なお, 廃棄する場合は, 本市介護保険課職員立合いの下, 廃棄処理を行うものとする。

(エ) 技術的安全管理措置

a アクセス制御

個人情報を取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業者を明確化し, 個人情報への不要なアクセスを防止するものとする。

b 外部からの不正アクセス等の防止

北里大学が研究に使用する機器及び情報システムは, 最新の状態に保たれたウイルス対策ソフト等を使用したセキュリティ環境下において管理するものとする。

c 成果物の報告

成果物等を記録媒体等で本市に提出する場合には, 最新の状態に保たれたウイルス対策ソフト等を使用し, 記録媒体等にコンピュータウイルス等の不正なプログラムが書き込まれていないことを確認するものとする。

(オ) 分析結果データの受領

本事業に使用する目的で本市が北里大学に提供したデータ及び本事業に基づく分析結果データを保存した記録媒体を北里大学から本市へ引き渡す際には, 記録媒体利用管理簿に記載した上で, 本市介護保険課職員が協定先の北里大学に直接受領に行くものとする。

その際は, 本市介護保険課職員は2人以上で対応し, 研究に際し定めた北里大学の管理責任者から記録媒体を直接受領するものとする。

なお, 万が一記録媒体を紛失又は盗難した場合に備えて, 北里大学から受領するデータは事前に暗号化処理するものとする。

(6) 実施時期

ア コンピュータ処理実施時期

- 2020年（令和2年）4月（予定）  
イ 北里大学への提供時期  
2020年（令和2年）5月（予定）

(7) 提出資料

- ア 官学協働によるGISの手法を用いた地区分析の一例
- イ コンピュータ処理の流れ
- ウ ACOSから被保険者情報を抽出する手順
- エ RJから認定調査結果データを抽出する手順
- オ 統合型GISに登録したポイントデータ例（イメージ図）
- カ 藤沢市の丁目を示すポリゴンデータ例（イメージ図）
- キ 認定調査情報 抽出項目一覧表
- ク 地域共生社会実現に向けた協働研究実施協定書（案）
- ケ 藤沢市データの保護及び秘密の保持等に関する基準
- コ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(3)までのとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、介護予防研究や地域理学療法学に関して専門的知識を有する北里大学と協働で研究し、従来の調査・分析方法よりも細分化した丁目別の地域分析を行う必要がある、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知については、通知対象となる被保険者が多数であり、通知に要する費用や事務量が膨大になることなどから省略するものである、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

2020年（令和2年）3月1日現在、本市において要支援・要介護認定を受けている被保険者は19,000人以上おり、この膨大なデータをそれぞれの被保険者が居住する丁目別の地図に振り分け、認定調査項目ごとに地域の特徴や傾向を集計する作業は非常に煩雑かつ非効率になることが想定される。そのため、事務処理の迅速化及び効率化を図り、情報の正確な分析を目的としたコンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があ

ると認められる。

イ 安全対策等について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(5)アの(ア)から(ウ)まで及びイの(ア)から(オ)までに示す安全対策は、次のとおりである。

(ア) 本市の安全対策

- a 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 ア(ア) a, ア(ア) b, ア(イ) c
- b ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置  
ア(イ) a
- c データ媒体の安全性を高めるための措置 ア(イ) b, ア(ウ)
- d 利用後にデータを確実に消去するための措置 ア(ア) b
- e 日常的な安全対策 ア(ア) a

(イ) 北里大学に求める措置

- a 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 イ(ウ) a, イ(エ) a
- b 担当者以外の者によるデータの外部への持ち出しを防止するための措置 イ(ア) a
- c データ媒体の紛失を防ぐための措置 イ(ウ) c
- d ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置  
イ(エ) b
- e データ媒体の安全性を高めるための措置 イ(エ) c, イ(オ)
- f 利用後にデータを確実に消去するための措置 イ(ウ) d
- g 日常的な安全対策 イ(ア) a, イ(ア) b, イ(ウ) b, イ(ウ) c
- h 実施機関が北里大学の安全対策を確認できるようにするための措置 イ(ア) c, イ(ウ) d
- i その他の安全対策を高めるための措置  
イ(ア) a, イ(イ) a, イ(イ) b

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

(4) 条件

研究成果が藤沢市のものであると特定されないよう「地域共生社会実現に向けた協働研究実施協定書」項番14(3)の記載内容を見直すこと、及び北里大学が研究発表をする場合は、その内容を事前に報告させ、協定書のとおり履行されているか確認することを条件とする。

以 上